

平成 29 年 12 月 4 日

家電リサイクル制度の前進・拡充に関する意見

全国市長会

廃棄物処理対策特別委員会委員長

稲城市長 高橋 勝 浩

本日の合同会合への出席が叶わないため、都市自治体を代表する立場から、下記のとおり意見を申し述べます。

記

リサイクルを進めるためには、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要がある。特定の主体が全責任を負うのではなく、それぞれの主体が応分に責任を負担しつつ協働していくことが不可欠であって、現行のリサイクル制度は市町村にとって財源と人材に裏打ちされたものとは言えないことを考慮する必要がある。

現行の家電リサイクル制度は、小売店の義務が限定的に列挙されているため、制度の枠から外れた義務外品が発生してしまう。そうして発生した義務外品については一般廃棄物扱いであるため市町村の責任で処理することとなっているが、効果的に処理を進めるためには関係者が連携協力して取り組む必要がある。

また、義務外品の回収体制の構築ができていない市町村名を公表すべきという意見があるが、市町村によって抱える事情も異なり、法的根拠がないにもかかわらず、そのようにペナルティを課することにより、体制構築を促進しようとするような考え方は受け入れ難いものである。国が作成した「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を市町村の現状に合わせて見直すことにより、構築を促すように考え方を改めるべきである。

さらに、不法投棄については、リサイクル費用の前払い方式を導入するなど、現行制度を見直し、不法投棄の経済的な利点をなくすことにより、その発生を防止することができると思う。

今後は、家電リサイクル制度において、リサイクルできない品目のリストアップを行う「ブラックリスト（ネガティブリスト）方式」に基づき、それ以外の品目全てをリサイクルするなど、「簡素で分かりやすい」リサイクルシステムを検討し、持続可能な制度の構築を目指すべきである。